洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会の 合同設置について

平成30年12月 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

洋上風力発電は海外では急激にコスト低下が進み、大規模な開発も可能であることから、海に囲まれ、かつ国土の面積も狭あいな日本において、再生可能 エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制を両立する重要な電源であるが、一 般海域の利用に関して長期占用を実現するための統一的ルールや先行利用者と の調整の枠組みが存在しないなどの課題により導入が進んでいない状況にある。

これらの課題に対応すべく、第 197 回国会にて内閣府、経済産業省、国土交通省が共管で「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下、本法律)」を提出し、可決された。本法律においては洋上風力発電の円滑な導入のため、一般海域の長期占用を実現するための統一的ルールや、海運業や漁業等の海域利用との調整枠組みなどを設けており、今後は本法律に基づく促進区域の指定や公募による事業者選定に関する具体的な運用方法の検討が必要となる。

このため、中立的な専門家により、経済産業省においては総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会及び電力・ガス事業分科会の下に設置される再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の下部機関として洋上風力促進ワーキンググループを、国土交通省においては交通政策審議会港湾分科会環境部会の下に設置される「洋上風力促進小委員会」を設置することとする。

なお、洋上風力促進ワーキンググループ及び洋上風力促進小委員会は合同開催にて実施することとする。